



令和4年度輸出環境整備推進委託事業
(畜肉エキスが含まれる食品の輸出に係る事前調査)
国・地域の規制一覧
タイ

2023年1月31日
株式会社NTTデータ経営研究所

注意事項

本調査事業は、農林水産省からの委託で、株式会社NTTデータ経営研究所が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

免責事項

この報告書に含まれるすべての情報は、調査時点で正確かつ信頼できると思われる情報源から調査・作成されたものですが、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社は、本報告書のいかなる部分に影響する誤り、不正確さ、脱落から生じるいかなる損失又は損害に対しても、一切の責任を負うものではありません。全ての情報は無保証で提供され、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社はここに含まれる情報の正確性又は完全性について、いかなる種類の保証も行わないものではありません。

目次

畜肉エキスを含む食品に関する輸入規制の概要・・・4

タイ食品医薬品委員会事務局による食品衛生上のエキスおよびエキスを含む食品の輸入要件・・・6

タイ畜産開発局による家畜衛生上のエキスおよびエキスを含む食品の輸入要件・・・8

保健省によるBSEリスクのある食品の輸入要件・・・9

保健省による製造基準適合証明関連の輸入要件・・・10

畜肉エキスを含む食品関連施設の認定・登録について・・・11

輸入許可の必要性の有無・・・12

タイ：畜肉エキスを含む食品に関する輸入規制の概要（1/2）

畜肉エキスを含む食品は、保健省（MOPH）所管の食品法に基づくカテゴリー別の食品衛生に関する規制のほか、BSEリスクのある食品に関する保健省による輸入規制もある。製品によっては、農業協同組合省（MOAC）畜産開発局（DLD）の家畜衛生上の輸入規制の対象となる場合もある。（次ページに続く）

主なHSコード	コード番号		主な対象食品		
		1603	肉のエキス		
		2103	ソース、ソース用の調製品、混合調味料		
		2104	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
		2106	調製食料品（たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質）		
保健省食品法*のリスクレベルに基づく分類	分類		概要	関連法令	
	特別管理食品	乳幼児用食品	乳児用食品及び乳児及び小児用の均一な配合の食品で、調整乳以外のもので、適切な食品物質を含み、乳児又は小児に与えるのに十分な量のもの	保健省告示第377号によるBSEリスクのある輸入食品に対する要件・条件の指定（*1:次ページ以降参照） 保健省告示第420号に基づく製造工程、設備、食品保存（*2:次ページ以降参照）	・保健省告示第157号（告示第171号、第287号、第308号により改正）に基づく品質基準、栄養成分、加工要件、表示要件等に従う。
		食品添加物	食品としての価値を提供するか否かに関わらず、通常、食品または必須成分として使用されない物質		・保健省告示第281号（告示第363号、第372号、第381号、第389号により改正）に基づく品質基準、使用基準、条件、方法、比率規制等に従う。 ・包装食品の表示に関する保健省告示第367号（告示第383号により改正）に基づく表示要件に従う。
	品質規格管理食品	半加工食品	カップ麺、即席麺、角煮、粉末、乾燥スープ、濃縮スープ、カレー、カレーペーストなど		・保健省告示第210号に基づく品質基準に従う。 ・包装食品の表示に関する保健省告示第367号（告示第383号により改正）に基づく表示要件に従う。
		密閉容器に入った食品	金属、ラミネート、ゴム引きなど、湿気や空気の侵入を防ぎ、常温下で保存できる耐久性のある素材でできた密閉容器に包装		・保健省告示第355号の品質規格に従う。 ・包装食品の表示に関する保健省告示第367号（告示第383号により改正）に基づく表示要件に従う。
	表示管理食品	調理済み食品	調理済み食品と調理済み食品		・保健省告示第237号に基づく表示要件に従う。
		密閉容器に入ったソース類	調味料として使用することを目的とした、均質化されていてもいなくてもよい液体、粘性または乾燥した製品		・保健省告示第200号（保健省告示第367号、第383号により改正）に基づく表示要件に従う。
		一部の肉製品	ミートボール、ソーセージ、豚肉発酵食品、豚ひき肉またはムヨル、中華風ソーセージなど		・保健省告示第243号に基づく表示要件に従う。
	一般食品	調味料	調味料（調味料は成分により、密封容器入り食品添加物やソース類、一般食品に分類されることもある）		・包装食品の表示に関する保健省告示第367号（告示第383号により改正）に基づく表示要件に従う。

* 食品法 B.E. 2522 (1979年)

タイ：畜肉エキスを含む食品に関する輸入規制の概要（2/2）

畜肉エキスを含む食品は、保健省（MOPH）所管の食品法に基づくカテゴリー別の食品衛生に関する規制のほか、BSEリスクのある食品に関する保健省による輸入規制もある。製品によっては、農業協同組合省（MOAC）畜産開発局（DLD）の家畜衛生上の輸入規制の対象となる場合もある。（前ページからの続き）

	畜肉エキスを含む主な対象食品	規制概要
農業協同組合省畜産開発局が所管する動物伝染病法#1に基づく関連食品	ソーセージ全般、中華ソーセージ、酢豚ソーセージ、サラミ、ハム、燻製肉、ハンバーバー用肉など	<ul style="list-style-type: none"> • DLDによる生産設備証明書 • タイ国税関からの輸入許可証 • DLDからの動物および枝肉取引許可証
保健省BSEリスクのある食品を輸入する際の要件#2（牛肉製品）（前ページ*1関連）	ビーフエキスを含む主な対象食品	規制概要
	皮由来のゼラチン及びコラーゲン、不溶性汚染物質が重量の0.15%以下の抽出脂肪 (tallow) 及び抽出脂肪の派生物、骨抜き牛肉、並びにこれらを成分として含む牛肉製品	条件なし
	上記以外の牛肉製品	反すう動物由来の肉骨粉又は脂かすの反すう動物への給与禁止措置後に出生した牛由来であることの証明が必要
	骨由来のゼラチン及びコラーゲン、不溶性汚染物質が重量の0.15%超の抽出脂肪 (tallow) 及び抽出脂肪の派生物、並びにこれらを成分として含む牛肉製品	BSE リスクが非常に少ない国又は地域（BSE リスクステータス カテゴリー1）の国又は地域の牛由来であること（現在、日本はカテゴリー1に該当）
保健省製造基準適合証明関連#3（前ページ*2関連）	食品製造に関する基準が、タイ保健省告示第420号の附属書に記載されている基準（GMP、HACCP、ISO22000など）以上であることを示す証明書	
輸入条件		<ul style="list-style-type: none"> • タイ国税関からの輸入許可証（税関告示第94/2564号および第94/2565号） • タイ食品医薬品委員会事務局からの食品輸入許可書（食品法 B.E. 2522（1979年）） • 食品カテゴリー分類とタイ食品医薬品委員会事務局への食品登録（食品法 B.E. 2522（1979年））

#1 動物伝染病法 B.E. 2558（2015年）

#2 保健省告示 B.E. 2559（2016年）第377号 Re:牛海綿状脳症のリスクを有する食品を輸入するための要件及び条件の指定

#3 保健省告示第420号Re:製造工程、設備、食品の保管について

タイ食品医薬品委員会事務局による食品衛生上のエキスおよびエキスを含む食品の輸入要件 (1/2)

タイ保健省（MOPH）食品医薬品委員会事務局（FDA）が所管する8つのサブカテゴリーに関して、使用可能なエキスおよびエキスを含む食品の食品衛生条件は以下の通りである。（次ページに続く）

- ・ 1つの食品が複数のカテゴリー/サブカテゴリーに含まれる場合がある。
 - 例えば、インスタントラーメンのパッケージに含まれる粉末調味料や別売りの調味料などは、その正確な組成から、密封容器入りソース（要表示食品）、食品添加物（特別管理食品）、調味料（一般食品）に分類される可能性がある。

保健省 食品法*の リスクレベル に基づく分 類	カテゴリー	サブカテゴリー	規制概要
	特別管理 食品	乳幼児用食品	保健省告示第 157 号（第 171 号、287 号、308 号により改正） <ul style="list-style-type: none"> ・ 水分含有量、ホルモン剤、抗生物質、食品保存料、FDA承認以外の食品着色料/食品臭/食品香料物質、微生物（大腸菌や細菌全体の存在を含む）、栄養成分（カロリー、脂肪・タンパク質・ビタミン・ミネラルの含有量）に関する要求事項 ・ 均質化、熱による滅菌処理、超高温、またはFDAが承認したその他のプロセスによる処理 ・ ラベリング要件
		食品添加物	保健省告示第281号（第363号、372号、381号および389号により改正） <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれかに従い記載された品質基準 <ul style="list-style-type: none"> - 食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格に規定されているもの - 食品委員会の承認に基づくFDAからの通知 - 食品に関する課題分析・技術検討小委員会の承認によるもの ・ 製造業者または輸入業者は、申請書とともに、当該食品添加物の安全性評価結果およびその他の情報を提供するものとする。この情報には、食品添加物の化学組成と特性、試験と安全性評価の手順が含まれる。 保健省告示第 367号（第383号により改正） <ul style="list-style-type: none"> ・ 包装された食品のラベリング要件
	品質規格 管理食品	半加工食品	保健省告示第210号 <ul style="list-style-type: none"> ・ キューブ状、粉末状、乾燥状のプロスおよび濃縮スープの品質規格要求事項 ・ 即席めん、カップめんの品質規格要求事項 ・ 席めん・カップめんの密封容器に含まれる香料の品質規格要求事項 ・ カレーおよびカレーペーストの品質規格要求事項 保健省告示第367号（第383号により改正） <ul style="list-style-type: none"> ・ 包装された食品のラベリング要件
密閉容器に入 った食品		保健省告示第355号 <ul style="list-style-type: none"> ・ 密閉容器入り食品の品質基準 ・ 容器に必要な条件 保健省告示第367号（第383号により改正） <ul style="list-style-type: none"> ・ 包装された食品のラベリング要件 	

* 食品法 B.E. 2522 (1979年)

タイ食品医薬品委員会事務局による食品衛生上のエキスおよびエキスを含む食品の輸入要件 (2/2)

タイ保健省（MOPH）食品医薬品委員会事務局（FDA）が所管する8つのサブカテゴリーに関して、使用可能なエキスおよびエキスを含む食品の食品衛生条件は以下の通りである。（前ページからの続き）

- ・ 1つの食品が複数のカテゴリー/サブカテゴリーに含まれる場合がある。
 - 例えば、インスタントラーメンのパッケージに含まれる粉末調味料や別売りの調味料などは、その正確な組成から、密封容器入りソース（要表示食品）、食品添加物（特別管理食品）、調味料（一般食品）に分類される可能性がある。

（前ページからの続き）

	カテゴリー	サブカテゴリー	規制概要
保健省 食品法*のリスク レベルに基づく分 類	表示管理食品	調理済み食品	保健省告示第237号 ・ 調理済み食品および調理済み食品のラベリング要件
		密閉容器に入ったソース類	保健省告示第367号（第383号により改正） ・ 包装された食品のラベリング要件
		一部の肉製品	保健省告示第237号 ・ ミートボール、ソーセージ、発酵豚肉、豚ひき肉またはムヨル、中華ソーセージなど、一部の肉製品に関するラベリング要求事項
	一般食品	調味料	保健省告示第367号（第383号により改正） ・ 包装された食品のラベリング要件

* 食品法 B.E. 2522 (1979年)

タイ畜産開発局による家畜衛生上のエキスおよびエキスを含む食品の輸入要件

農業協同組合省（MOAC）畜産開発局（DLD）による家畜衛生上畜肉エキスを含む日本産食品の輸入条件は以下の通り。

		輸入要件
農業協同組合省畜産開発局が所管する動物伝染病法*1に基づく畜肉エキスを含む食品 ソーセージ全般、中華ソーセージ、酢豚ソーセージ、サラミ、ハム、燻製肉、ハンバーガー用肉など	DLDからの施設承認	日本で枝肉に分類される食品を製造する施設は、DLDに登録し承認を受ける必要がある。*2 ・DLDアンケートへの記入とDLDのチームによる施設の実地検査が必要
	獣医師健康診断書	製品には、輸出国政府の正規の獣医官によって署名された英文の健康診断書の添付が義務付けられている。*3
	・牛肉・羊肉	<ul style="list-style-type: none"> ・原産国が牛疫、牛海綿状脳症に感染していないこと ・原産国・地域・ゾーンが口蹄疫に感染していないこと ・輸出前3年以上国際疫病事務局（OIE）に正式に承認されていることなど
	・豚肉	<ul style="list-style-type: none"> ・原産国にアフリカ豚コレラ熱とリンダーペストが存在しないこと ・原産国・地域・ゾーンに口蹄疫（FMD）がなく、輸出前3年以上国際疫病事務局（OIE）に正式に承認されていること
	・家禽類肉	<ul style="list-style-type: none"> ・原産国が輸出前3年以上、鳥インフルエンザやニューカッスル病にかかっていないこと ・また、鴨肉・鴨肉製品の場合は、過去12ヶ月間、鴨ウイルス肝炎・鴨ウイルス腸炎に感染していない農場で生産された鴨肉であること

*1 動物伝染病法 B.E. 2558 (2015年)

*2 畜産開発局告示 B.E.2561 (2018) Re:海外から動物・動物製品を輸入する際の手続きについて、畜産物のトレーサビリティシステムに関する畜産開発局の規則 B.E. 2546 (2003)

*3 畜産開発局告示 B.E. 2558 (2015) Re:ライセンスの申請、ライセンスの発行、動物または枝肉の輸出入または移行

保健省によるBSEリスクのある食品の輸入要件

BSEのリスクを有する食品の輸入に関して、原産国のBSEリスク分類に基づき、牛肉を含む製品について満たすべき条件が指定されている。

- ・ 日本はカテゴリー1の国・地域に分類され、BSEリスクは無視できるレベル
- ・ 使用する牛肉製品の種類により規制内容が異なる。

	ビーフエキスを含む主な対象食品	規制概要
保健省BSEリスクのある食品を輸入する際の要件 (牛肉製品)*	皮由来のゼラチン及びコラーゲン、不溶性汚染物質が重量の0.15%以下の抽出脂肪 (tallow) 及び抽出脂肪の派生物、骨抜き牛肉、並びにこれらを成分として含む牛肉製品	<p>条件なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、ゼラチンまたはコラーゲンが皮膚由来であること、または抽出された脂肪の誘導体が不溶性の汚染物質を重量 0.15 % 以下であることを明記した証拠または証明書を提出しなければならない。
	上記以外の牛肉製品	<p>反すう動物由来の肉骨粉又は脂かすの反すう動物への給与禁止措置後に出生した牛由来であることの証明が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのため、生産国の担当政府機関または政府機関が認めた機関から、動物または枝肉の検査証明書、原産地証明書、枝肉の衛生証明書の写しを提出する必要がある。
	骨由来のゼラチン及びコラーゲン、不溶性汚染物質が重量の0.15%超の抽出脂肪 (tallow) 及び抽出脂肪の派生物、並びにこれらを成分として含む牛肉製品	<p>BSEのリスクが極めて低い国・地域 (BSEリスクカテゴリー1) の牛に由来すること (日本は現在カテゴリー1に分類されている)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのため、牛に由来する原料または成分の検査証明書、および生産国の責任ある政府機関または政府機関が認めた牛肉製品の証明書または衛生証明書を提出する必要がある。

* 保健省告示 B.E. 2559 (2016年) 第377号 Re:牛海綿状脳症のリスクを有する食品を輸入するための要件及び条件の指定

保健省による製造基準適合証明関連の輸入要件

タイに畜肉エキスを含む食品の輸入が認められるためには、当該食品製造に関する基準が、タイ保健省告示第420号の附属書に記載されている基準（GMP、HACCP、ISO22000など）以上であることを示す証明書が必要となる。

	保健省による製造基準適合証明関連の輸入要件*
製造基準適合証明書	製造された商業用食品の輸入者は、その製造方法の基準が告示の付属書に規定された要件と同等かそれ以下でないことを示す証明書類が要求される。
受け入れ可能な国際規格	<ul style="list-style-type: none">・ 適正製造規範（GMP）・ ハザード分析重要管理点(HACCP)・ ISO22000
公的な証明書発行機関	<ul style="list-style-type: none">・ 原産国の所轄官庁・ 当該原産国の政府機関により認証されたその他の組織・ 国際認定機関（IAF）のメンバーとして認定機関により承認された認証機関

* 保健省告示第420号Re:製造工程、設備、食品の保管について

畜肉エキスを含む食品関連施設の認定・登録について

畜肉エキスを含む食品に関する施設の認定・登録については、指定商品コードを製造する畜肉エキスを含む食品の製造施設、タイ畜産開発局所管の枝肉品目の関連施設はすべて施設認定を取得しなければならないが、食品医薬品委員会事務局所管の製品についてはそのような要件はない。

	施設の認定・登録の必要性（および必要な場合は認定・登録の要件）	
	タイ保健省 食品医薬品委員会事務局が所管する食品	タイ畜産開発局（DLD）が管轄する肉類食品
畜肉エキスの原料として使用すると畜場・食肉処理施設	認証や登録の必要性を記した法令は見当たらなかった。	畜産エキス、畜産エキスを含む食品を製造する施設、畜産エキスの原料を提供すると畜場・食肉処理施設は、 DLDの認可を取得 する必要がある。 ^{*1} <ul style="list-style-type: none"> DLDによる認可基準は、二国間交渉を通じて両国間で合意された動物衛生措置の実施に依存する。 一般的には、家畜製品のトレーサビリティシステムに関する畜産開発局告示 B.E. 2546 (2003)に規定されているような動物由来の製品を輸出しようとするタイの施設に対してDLDが要求する措置と少なくとも同等となるであろう。
畜肉エキス製造設備		DLDの認可プロセス (1) 輸出者が現地での事前アンケートに回答した後、DLDが輸出国の農場または生産施設を訪問し、検査を行う。その後、検査官は事実確認、追加情報、改善点を含む監査報告書を市場アクセス委員会に提出し、輸入要件を検討する。 (2) DLDは輸入要件を輸出国の最高獣医官（CVO）または獣医担当部局長に送付する。 (3) 輸出国のCVOはDLDが承認した輸入要件に準拠した衛生証明書または電子衛生証明書の草案を送付するものとする。 (4) DLDは、農場または生産施設がタイにその種類の食肉製品を輸出することを承認・認定されたことを正式に発表する。DLDはすべての入国管理局に通知するとともに、DLDのホームページに輸出国名、農場または生産施設、食肉製品の種類を掲載し、一般に周知する。
畜肉エキスを含む食品製造施設		

*1 タイ農業協同組合省令 B.E. 2558 (2015年) B.E. 2561 (2018) Re : タイ畜産開発局が管理監督する、B.E.2558 (2015年) に基づき「枝肉」とみなされる枝肉から製造または含有、調理された調理食品について

*2 タイ畜産開発局告示 B.E. 2561 Re : 動物および畜産物を海外から輸入する際の手続きについて

輸入許可の必要性の有無(1/3)

すべての肉エキスおよび畜肉エキスを含む食品には輸入許可が必要であるが、以下はタイ保健省 食品医薬品委員会事務局（FDA）による食品衛生に関する輸入許可等の要件である。

所管官庁	許可関連	タイ保健省 食品医薬品委員会事務局による食品衛生に関する輸入許可等の要件
タイ国税関	輸入通関許可証*1	タイに製品を輸入する際には、タイ税関に輸入申告を行い、輸入許可証を取得する必要がある。しかし、この許可証は食品など特定の商品の輸入を許可するものではない。
タイ食品医薬品委員会事務局	食品輸入許可証*2	この許可証は、タイの事業者がタイに食品を輸入する許可を与えるものである。要件は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書(Orr6) ・ 申請者本人のタイ国籍の身分証明書のコピー（外国人の場合はパスポートと労働許可証のコピー、外部からの申請（法律事務所やコンサルタント など）の場合は、法的権限のある役員の委任状（30パーツ分の印紙税が必要） ・ 商業登記証のコピー（商業登記証は会社登記とは異なり、製品の販売に従事する会社に必要なものである。市町村レベルの行政当局に申請する） ・ 株主名簿の写し ・ 申請者の住民票の写し ・ 食品の保管および品質保持のための設備一覧表（ある場合のみ） ・ 輸入施設および保管施設の建物登記簿謄本の写し ・ 保管場所の所有権または賃借権を証明する書類 ・ 食品貯蔵所の内部レイアウト ・ 輸入施設、食品貯蔵施設の位置とその周辺にある建造物を示した地図
	食品分類*3	輸入者は、食品の種類を分類するために、食品の詳細をFDAに提出する必要がある。その内容は、製品名、製品特性、製品配合、製造工程、販売目的、対象顧客・グループ、使用方法、調理方法、使用・消費の目的、包装形態、正味重量、保存条件、製品の賞味期限などである。大別すると、「特別管理食品」「品質・規格規定食品（半加工食品を含む）」「表示義務食品（調理済み食品、調理済み食品を含む）」「一般食品」の4種類があり、それぞれの中に多くの小分類がある。
	食品登録*3	最後のステップは、FDAに特定の食品を登録し、シリアル番号を取得するための申請を行うことである。正確な要件はFDAが決定する製品分類に依存することになる。一般的に必要とされる情報は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品名 ・ 製品の写真 ・ 製品ラベル ・ 分析証明書 ・ 製造工程の詳細 ・ 食品サンプル（食品の外観や分析レポートが要求される品質・規格と一致しない場合） ・ 適正製造規範/HACCP/ISO 22000の認証書

*1 通関業者の登録および通関手続きの実施に関する税関告示94/2564号および通関業者の登録または通関手続きに関する税関告示94/2565号

*2 保健省告示第2号 B.E. 2522 (1979)食品法に基づき公布されたB.E. 2522 (1979) (保健省告示第11号 (B.E.2547) (2004) により改正)

*3 食品シリアル番号の処理に関する食品医薬品局規則B.E. 2562 (2019) (同規則の第2版、第3版、第4版により改正)

輸入許可の必要性の有無(2/3)

すべての肉エキスおよび畜肉エキスを含む食品には輸入許可が必要であるが、以下はタイ畜産開発局による家畜衛生に関する輸入許可等の要件である。

所管官庁	許可関連	タイ畜産開発局（DLD）による家畜衛生に関する輸入許可等の要件
タイ国税関	輸入通関許可証*1	タイに製品を輸入する際には、タイ税関に輸入申告を行い、輸入許可証を取得する必要がある。しかし、この許可証は食品など特定の商品の輸入を許可するものではない。
タイ畜産開発局	動物・枝肉取引許可証*2	<p>輸入者は、DLDに対し、動物または枝肉取引許可証/ライセンスを、オンラインの動物または枝肉新規e・Movementポータルから申請する必要がある。</p> <p>輸入者は輸入許可申請書（Ror.1/1）に記入し、その他の添付書類とともに、空路・海路を問わず、搬入港の動物検疫所に提出することが義務付けられている。</p> <p>補助書類には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認された個人のタイ身分証明書のコピー 商業登記証明書のコピー 委任状（該当する場合） 枝肉保管施設の検査証明書のコピー 代表者の身分証明書のコピー 動物または枝肉取引免許証のコピー <p>製品が輸入港に到着したら、輸入者は以下の書類を輸入許可証と共に税関職員に提出し、製品を引き渡してもらわなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生証明書 航空貨物運送状、インボイス、船荷証券、パッキングリスト（該当する場合）の写し

*1 通関業者の登録および通関手続きの実施に関する税関告示94/2564号および通関業者の登録または通関手続きに関する税関告示94/2565号

*2 畜産開発省告示B.E. 2558 (2015) Re：許可申請、許可証の発行、動物または枝肉の輸出入または移管

輸入許可の必要性の有無(3/3)

通関手続きに関しては、食品衛生と家畜衛生とそれぞれの要件が求められる食品に応じて提出書類が規定されている。

手続き名	食品衛生要件がある食品	家畜衛生要件がある肉類食品
通関手続き	<p>製品が入港地に到着した際に、輸入者は以下の書類をタイ税関に提出する必要がある。*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入申告書 (Form Kor Sor Kor 99/1) ・ 請求書 ・ パッキングリスト ・ 船荷証券 (B/L) 又は航空貨物運送状 ・ 食品輸入許可証 (Orr 7) ・ 食品レシピ登録証 (Form Aor 18) 又は食品登録証 (Form Sorbor 5/1) 又は食品ラベル使用許可証 (Form Sorbor 3/1) 又は食品詳細通知証明書 (Form Sorbor 7/1) (場合により) ・ 輸入申告書 ・ 製造施設の基準に準拠していることを示す証明書 (GMP、HACCP、ISO 22000 への準拠証明書など) ・ 牛由来の特定の品目に関する、原材料の検査証明書などの認証または証拠 (保健省告示No.377 準拠。加工品に含まれる牛肉の種類によって証明・証拠の要件が異なる) ・ 原産地証明書 (日タイ経済連携協定に基づく特恵税率が適用される場合) 	<p>製品が入港地に到着した際に、輸入者は以下の書類をタイ税関に提出する必要がある。*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入申告書 (様式 : Kor Sor Kor 99/1) ・ 輸入許可証 (Ror 7) ・ 健康診断書 ・ 航空貨物運送状のコピー ・ インボイス ・ パッキングリスト ・ 牛由来の特定の品目に関する、原材料の検査証などの証明書または証拠 (保健省告示No.377 準拠 : 加工品に含まれる牛肉の種類によって証明・証拠の要件が異なる)

* 税関局通知第174/2560号 (2017) Re:手続きを経ている、または税関の監督下にある貨物の検査の基準、方法および条件
 税関局通知第134/2561号 (2018) Re:電子通関手続き